

社会福祉法人稲泉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲泉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 苦情解決委員会、入所検討委員会、運営推進会議の第三者委員

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(出席報酬)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
理事・監事	6,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
評議員	7,000円

3 苦情解決第三者委員、入所検討委員会第三者委員

	報酬（日額）
第三者委員	2,000円

4 報酬の支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給する

	報酬（日額）
理事長	4,000円

- 2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給する

	報酬（日額）
理事及び評議員業務報酬	4,000円

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支給する。

	報酬（日額）
監事業務報酬	4,000円
監事定期監査・決算監査業務報酬	6,000円

- 4 報酬の支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

（費用）

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬の支給は、当該日に現金にて支給するものとする。

（兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（理事の報酬総額）

第8条 理事に対しての報酬は、各年度の総額が150万円を超えない範囲で支給する。

（監事の報酬総額）

第9条 監事に対しての報酬は、各年度の総額が50万円を超えない範囲で支給する。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表する。

（改正）

第11条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。(従前の規程は廃止する)

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。